

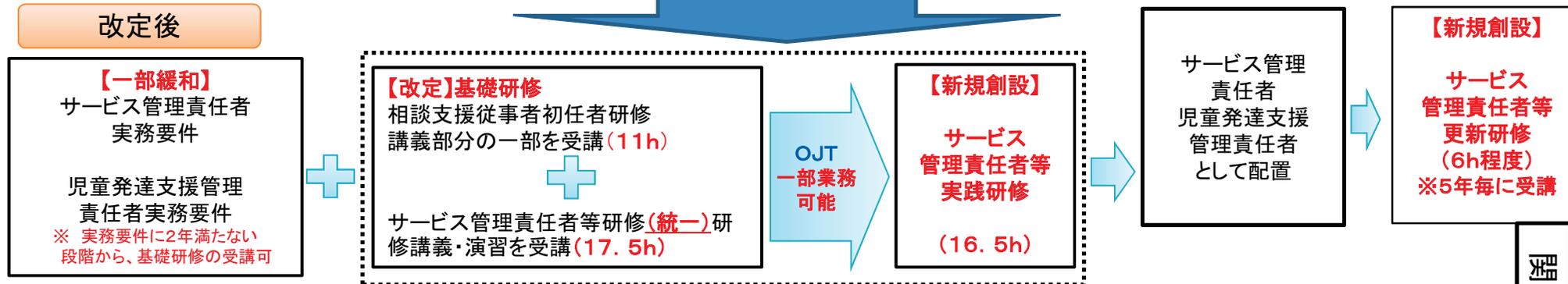
## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たって、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
 ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
 ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
 ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

### 現行



### 改定後

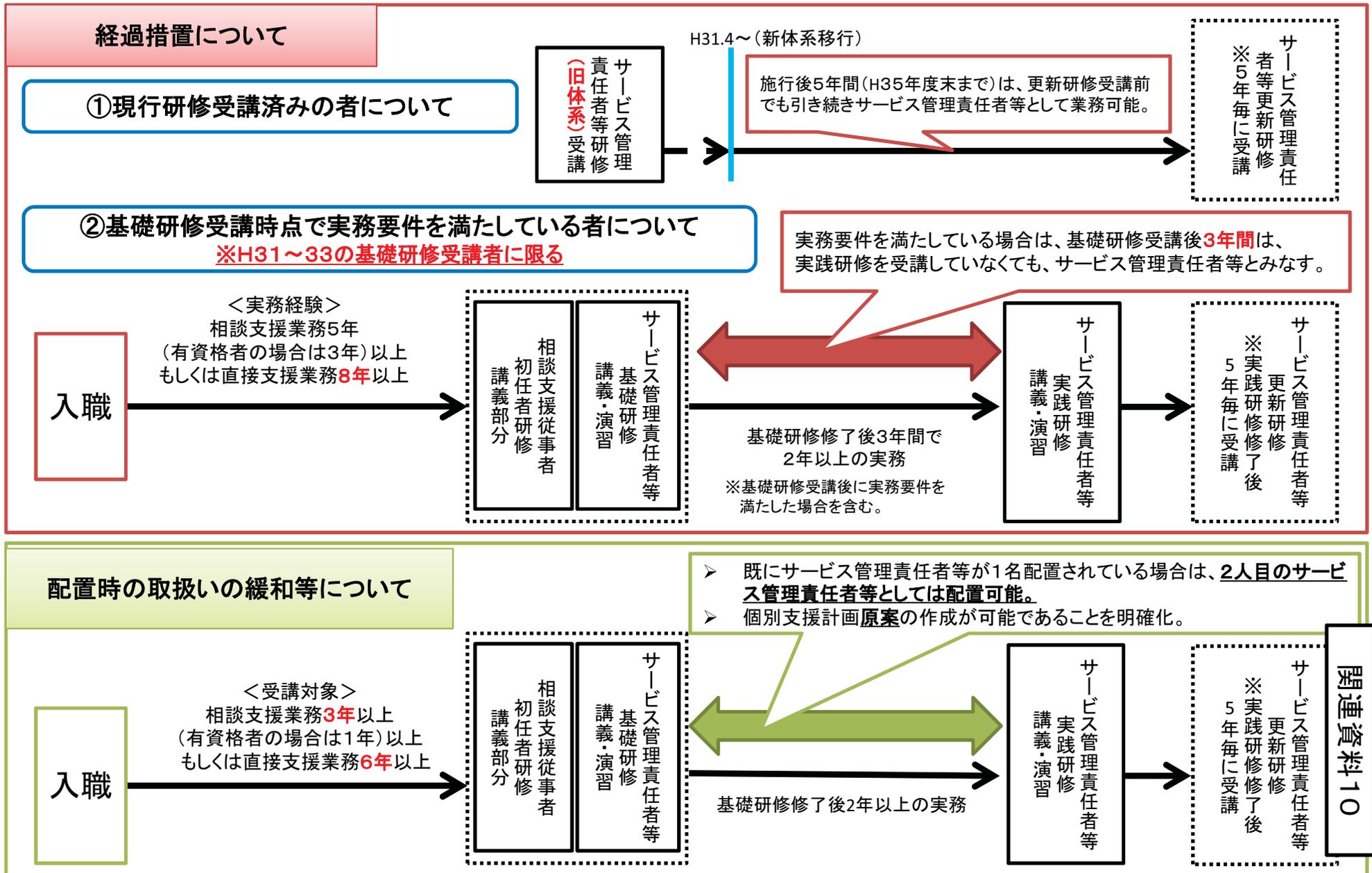


#### (注)一定の実務経験の要件

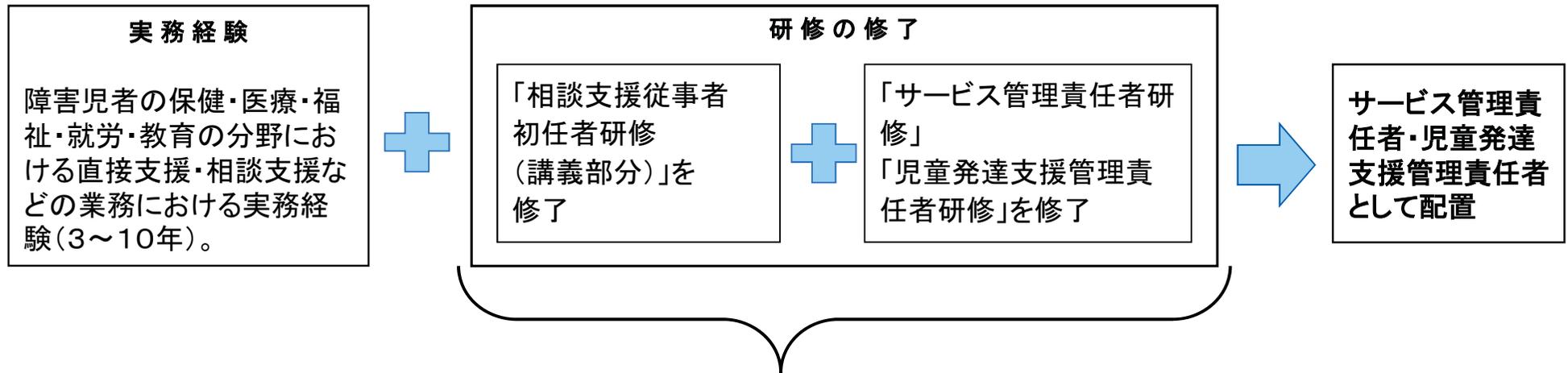
- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成30年度以前の取扱い)

**【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】**

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成30年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(平成30年度以降の取扱い)

**【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】**

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成31年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

| 相談支援従事者初任者研修講義(現行) |   | 時間数   |
|--------------------|---|-------|
| 講義                 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義 | 6.5h  |
|                    | ケアマネジメントの手法に関する講義   | 2h    |
|                    | 地域支援に関する講義  | 3h    |
| 合計                 |   | 11.5h |

| 共通講義及び分野別演習(現行) |                        | 時間数 |
|-----------------|------------------------|-----|
| 講義              | サービス管理責任者の役割に関する講義     | 6h  |
|                 | アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 | 3h  |
| 演習              | サービス提供プロセスの管理に関する演習    | 10h |
| 合計              |                        | 19h |



| 基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後) |  | 時間数 |
|--------------------------------|--|-----|
| 講義                             | 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義           | 5h  |
|                                | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義 | 3h  |
|                                | 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義                                   | 3h  |
| 合計                             |  | 11h |

| 基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後) |                        | 時間数   |
|-------------------------|------------------------|-------|
| 講義                      | サービス管理責任者の役割に関する講義     | 4.5h  |
|                         | アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 | 5.5h  |
| 演習                      | サービス提供プロセスの管理に関する演習    | 7.5h  |
| 合計                      |                        | 17.5h |

**新設**



| 実践研修 |                     | 時間数   |
|------|---------------------|-------|
| 講義   | 障害福祉の動向に関する講義       | 1h    |
| 演習   | サービス提供に関する講義及び演習    | 7h    |
|      | 人材育成の手法に関する講義及び演習   | 2.5h  |
|      | 他職種及び地域連携に関する講義及び演習 | 6h    |
| 合計   |                     | 16.5h |

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中(6時間程度を想定)